

第39回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年11月8日（木）14:29～15:12

2．場所：4号館4階408会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、飯田泰之

4．議事概要：

司会 それでは、時間になりましたので、よろしいでしょうか。第39回規制改革推進会議後の大田議長、飯田座長による記者会見を開始したいと思います。

大田議長、よろしくお願いたします。

大田議長 こんにちは。

きょうの規制改革推進会議の議題は3つです。1つは総合取引所について、2番目に農業ワーキング・グループで農業用ドローンの普及拡大に向けた意見を取りまとめたので、それを審議し、規制改革推進会議の意見書といたしました。3番目が緊急に取り組む事項について、各ワーキングでの検討状況について報告をしてもらいました。

農業ワーキング・グループの飯田座長に御出席いただいておりますが、飯田座長が15時には退席しなければいけませんので、まず2番目の議題である、「農業用ドローンの普及拡大に向けた意見書」について、飯田座長から御説明いただきます。お手元の資料をごらんください。「資料2」と書かれています。では、お願いします。

飯田座長 今回のドローンに関する意見書ですが、関係各省及びユーザー、そして事業者等々からのヒアリングを総合いたしまして、主に3点にわたる規制改革の要望を提出する次第になりました。

1点目は、航空法に基づく規制に関連しまして、現在、無人航空機の航行、その安全規制は国土交通省に一元化されているはずなのですが、その一方で農林水産省の技術指導指針というもの。これが農業用のドローンについても適用されている状態で、ある意味でいいますと、農業用ドローンの管轄省庁、またはそのカバレッジが不明確になっている。そういった中で、農林水産省による技術指導指針を廃止するとともに、現在、その指導指針に基づいてさまざまな代行申請機関となっている農水協、農林水産航空協会の認定が義務ではない旨、つまり、法的な義務として行っている事業ではない旨、関係者への周知を行う。

さらに、このドローンの安全に関しましては、航行の部分は国土交通省が、そして農薬の部分は農林水産省が管理監督の主体というものを明確にすることを求めていきたいと思えます。

同時に、現在も行われている国土交通省の審査要領における飛行経歴に関する要件なの

ですが、現在、ドローンの機種ごとにそれぞれの認定が必要になっているのを、ある程度取りまとめ、基本操作のほか、不具合対処などの講習を受けた実績がある場合には、飛行経歴に関しては省略するように求めていきたいと思えます。これが1点目です。

2点目が、農薬取締役法に基づく規制であります。現在、ドローンを使って散布できる農薬は500種程度であります。ただ、この陸上散布は認められている。そういった農薬でありまして、ドローンで散布する場合には希釈倍率を変更する必要があると思えます。この希釈倍率を変更すると、また改めて検査による安全性確認が必要な状態になっております。

そこで、この陸上散布用の農薬を、希釈倍率を見直して登録する場合には、その検査の一部を不要とし、それによって検査費用の削減を図るという方向に改革を提言したいと思えます。

3点目が、電波法の関連であります。農業用のドローンは高度で言いますと1.5メートルから3メートル未満の高度を飛ぶものが大宗を占めます。そういった場合に、その操作に関しては携帯電話の電波というものが非常に有用性が高いと言われている。

しかしながら、現在ですとドローンは空中に浮いておりますので、これはいわゆる陸上局としては認められていない状態です。そこで高さとしては、つまりは、このビルよりもずっと低いところを飛んでいるのですけれども、地に足がついていないということで、陸上局扱いになっておりません。

そこで、低空飛行のドローンについては、携帯電話の電波の利用を可能とする、その要件について技術的検証を本年度中に行い、その結果を踏まえて、できる限り早く、より簡単にLTEや5Gなどの携帯電話用の電波帯を使用した取り組みができるように、それによって最新型ドローンの普及環境というものを整えたいと思えます。

以上が主なポイントであります。あわせて農林水産省として、最新型ドローンの導入、またはドローン用農薬の農薬品目数。こういったものへの目標値というものを定め、ある意味、総合的農業ドローン導入計画の策定を求めるとともに、民間事業者の巻き込みを図るべく、官民協議会の立ち上げ。こういったことを通じて、最新型ドローンの普及に向けた取り組みについて、最後に記載してございます。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

委員から出た意見を幾つか御紹介いたします。

まず、農業用ドローンによる農薬散布は、従来の無人ヘリの場合と全く異なると。この意見書にもありますように、ドローンを活用することで画像分析によるビッグデータの収集、AI分析による生育状況の把握、収穫量の予測といったことができる。しかも、地上数メートルの高さを飛びますので、航空法の規制すら不要になってきていると。しかし、無人ヘリと同じ過剰な規制がかけられてきたのであって、ここは規制改革がぜひ必要であるという意見がありました。

これに対し、飯田座長からは、無人ヘリの農薬散布の規制を流用してきた。それを

是正するための意見書であると。また、農業用ドローンは、航空範囲が限定されており、高さも限定されている、という回答がありました。

別の委員から、農水省による技術指導指針を廃止した場合に、ドローンの安全確保のためには何を検討しているのかという質問がありました。

飯田座長から、この指導指針は法律上の根拠が明確ではないものであり、安全基準については国交省に一元化されているという回答がありました。

他の委員から、今回は農業用ドローンの農薬散布だが、ドローン全体について一般的なルールが必要であると。技術進歩によって、シミュレーションである程度技量が認められれば許可を出すといった新しいテクノロジーを使ったルールにしたらいいいのでは、という意見がありました。また、農業用ドローンのように1.5メートルから3メートルの低空を飛び、農薬程度の軽いものを運ぶ場合は、農業用でなくても、ここで私どもが提言しているようなことを準用すべきだという意見がありました。

委員の意見は以上のとおりです。

ここで先に飯田座長への御質問、農業用ドローンに関する御質問をお受けしたいと思います。

司会 挙手されて、マイクをいただいたら、名乗っていただいて質問していただければと思います。

記者 技術指導指針の廃止と農水省の認可などが義務ではないことの周知徹底とあるのですけれども、これをすると、具体的に農家にとってどういうメリットが出てくるのでしょうか。

飯田座長 1つは、現在も認められているといいますか、実際にそのタイプで申請されている方もいる国土交通省への代行申請というものに関して、農水協以外のさまざまな、例えば方法としましてはメーカーであったり、そのほかの代行申請というものを広く選択肢として用意することによって利便性を高めるとというのが1つ。

もう一つは、この技術指導指針の根拠づけが明確でなかったところがあるため、航行については国土交通省、農薬については農林水産省ということで、担当が明確になることによる制度の合理化が図られるのではないかと考えております。

大田議長 それから、ワーキング・グループでは、カメラを搭載することでドローンの有効性が高まるという議論が出ましたが、資料2ページの【問題点】にありますように、農水協は自動操縦機能、カメラ機能を備えた最新型ドローンの代行申請は現在受け付けておりません。

また、3番目に書きましたように、この技術指導指針に基づいて、都道府県・地区別協議会への事前の事業計画書と事後の事業報告書の提出が求められていて、これは農業従事者の方の負担になるといった問題が指摘されています。こういう問題点をなくそうということです。

司会 よろしいですか。

ほかにごなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。

大田議長 ありがとうございます。

では、飯田座長はここで退席します。ありがとうございます。

(飯田座長退室)

大田議長 それでは、ここで1つ目の議題に戻りまして、総合取引所に関して、私どもが取りまとめた意見書に対して、金融庁、経済産業省、農林水産省からの意見を伺いました。

まず、意見書をごらんください。資料の中にございます。

「1.はじめに」は、総合取引所を早急を実現すべきということが書かれております。「商品デリバティブ市場をこれ以上衰退させてはならない。我が国の経済規模や、金融資本市場の規模に見合った商品市場を形成していくためにも、一刻も早く総合取引所を実現させるべきである」と。

2.には、総合取引所の実現によって得られるメリット、総合取引所の意義についてまとめてあります。

そして「3.取り組むべき事項」。

、TOCOMとJPXの統合を含めた組織のあり方は、関係者間の協議に委ねられるべきものですが、「形式的な一体化ではなくて、実質的に総合取引所を実現させる方向で所要の措置が講じられることを期待する」。民間企業同士の協議ですので「期待する」ということを書いております。

、「現在、TOCOMにおいて上場されている商品デリバティブについて、JPX傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において貴金属・原油等の商品デリバティブと株価指数等の証券デリバティブとをワンストップで取引できるよう、関係者間での協議を進めるべきである。」

、「金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、関係省は次の要件が重要な判断基準であるとしている」。これは前回の議論のときに出てきたものです。「先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれること」「構成品の生産及び流通を円滑にするために必要かつ適当であること」。

「しかし、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないようにするには、同意するための要件よりも、“同意をしないケース”を含めた運用基準を明確にすべきである。」

、「総合取引所は可能な限り早期の実現を目指す。そのための具体的な制度設計は、今年度末をめどに結論を得ることとし、金融庁、経済産業省等において、関係者の協議を進める。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。」

a～dの4点は、前回の議論のときに経済産業省から、こういう点について関係者で認識を共通化していくことが必要であるということでも出された4点です。

「また、上記に述べた運用基準の明確化についても、今年度末をめどに結論を得るべ

きである。」

、「TOCOMとJPXとの協議が順調に進展しない場合は、必ずしも望ましくはないが、金融商品取引所への商品デリバティブの上場が現実的な選択肢となる。その場合、金融商品取引法の改正により、所管大臣の協議・同意条項を撤廃することを検討すべきである。」

ここで「必ずしも望ましくはないが」と書いておりますのは、現在でもJPXが商品デリバティブ市場を始めることはできるわけですが、その場合はJPXで商品デリバティブ取引が行われ、TOCOMでも商品デリバティブ取引が行われるということで、取引所が二元化します。そうすると、取引高も分散されますので、国際競争の観点からも望ましくはないという趣旨です。

、「現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、これは総合取引所の実現と同時並行的に進められる課題であり、どちらかを優先して考えるべきではない。」

以上が意見書です。

これに対して、まず金融庁からは、しっかりと取り組みたいと。関係者の理解を得るべく両取引所が一丸となり、国際的に魅力ある市場をつくる、市場参加者がWin-Winの関係となれるよう、取り組んでいきたい、と。

経産省からは、「3. 取り組むべき事項」のそれぞれについてコメントがありました。

まず については、関係者間の協議に委ねられるべきものだということを明確にしているので、オーケーである。

それから、 。これは関係者の協議の中身にわたることであるので、文末に「協議を進めるべきである」という、この「べきである」はいささか強い。しかし、関係者の協議への期待に基づくものだとして受けとめて、関係者にこの旨、伝えたいと。

については、法律を運用する官庁としてしっかり取り組んでいく。

については、a～dについては経済産業省が重要であるとしたポイントを掲げていて、感謝すると。ただ、具体的な制度設計を年度末にというところについては、これはJPXとTOCOMが確認すべきことであって、金融庁と経産省が公的な制度設計をしなければいけないということではないと思っていると。

については、まずは関係者間の協議に委ねられるべきだが、規制改革推進会議の危機感のあらわれと受けとめる。しかし、協議・同意は、現物の生産流通に先物市場が大きく関係するから設けられているものであり、TOCOMとJPXの協議の進捗とは関係ないのではないかと。したがって、この については、そうですねと言えるものではないと。

については、このように受けとめている、オーケーであるということでした。

農水省からは、総合取引所の実現には、従来から言っているとおり、賛成であると。そのうえで、この の同意の条件について、商品先物がどこに上場されようと、同じ先物であるので、商品先物取引法の基準にのっとって判断されるべきであると。また、“同意をしないケース”を含む運用基準の明確化と書いてありますが、この“同意をしないケース”

を法律上網羅するのは異例である、と。

については、TOCOMとJPXの協議が進展しないということと、金融商品取引所への商品デリバティブの上場に商品所管大臣の同意が障害になっていることの因果関係はない。まずは、協議の行方を見守りたいということでした。

これに対する委員からの意見を御紹介いたします。

まず、経済産業省からの についてのコメント、経産省と金融庁が公的な制度設計について協議すべきとは考えていない、ということに対して、この意見書の趣旨は、 に書かれているように、TOCOMにおいて上場されている商品デリバティブのJPXグループへの戦略的な移管を検討する。例えば貴金属、原油等の商品デリバティブと証券デリバティブをワンストップで取引できるよう、関係者での協議を進めるべきと。これを実現させるときに、関係者間でここでのデリバティブ取引が商品市場活性化につながるよう、仕組みを検討すべきであるという意味だという発言がありました。

それから、 については、このTOCOMとJPXの協議の進捗いかんと、金融商品取引所への商品デリバティブの上場において同意条件が障害になることとは因果関係はない、ということが経産省と農水省から出ております。これに対して、本当は、東京証券取引所と大阪証券取引所が合併して両方をまたぐ取引所ができたように、TOCOMとJPXとの間で総合取引所が総合的、一元的にできることが望ましいわけですが、それができない場合は、規制改革推進会議としては、金融商品取引法の改正に踏み込んで議論をしていきたいという趣旨であるということが発言として出ました。

それ以外の委員の意見として、現在でも制度としてはできるのだが、関係者の協議が進んでいない。役所でできることはここまでで、あとは関係者間の協議だという仕切りにしてしまうと、かつてと同じ道をたどってしまう。関係省は一体となって協議を進めるべきであると。

別の委員からの質問として、海外の総合取引所では、商品デリバティブ取引において、商品所管省庁はどう関与しているのかという質問がありました。これに対して、経済産業省からは、アメリカの先物取引の場合は、商品に関してはCFTC、証券に関してはSECが分担して規制を行っている。電力についてもエネルギーの管轄と金融取引の管轄が情報交換をしている。それから、欧州においてもエネルギーの取引監視を行う機関がデリバティブも含めて市場監視を行っているという御紹介がありました。

金融庁からは、市場運営において、一般的に商品所管省庁の同意や協議があるというケースは見たことがないと。

それから、委員から、デリバティブ市場に特定のものを上場することの意思決定において、市場監督の責任を負う機関以外の機関が同意や協議をすることははないのではないかとという発言がありました。

別の質問として、JPXとTOCOMの再編。これはもちろん、民間企業同士の交渉ですし、こういう交渉事は予断を許さないが、さはさりながら、結論までの時間軸をどの程度と考え

ているかという質問に対して、金融庁からは、予測できないことであり、しっかりと関与していきたい。過去の例として、JPXの統合ができるまで1年ぐらいかかったと。

経済産業省からは、これも予測はできないが、ただだらしていてもしょうがないと考えているという発言でした。農水省からも同様の発言がありました。

総合取引所については、私からは以上です。

司会 それでは、総合取引所の御説明に関して、どなたか質問のある方は挙手の上、マイクをいただいたら、所属を名乗った上で御質問いただければと思います。

記者 2点です。

まず、TOCOMの商品をJPXの傘下の取引所に移管したとなった場合、その後のTOCOMはどうかとお考えなのかという点です。今、多分、金が一番稼ぎ頭というのでしょうか。それを渡す形になった後、どういうふうになされていくのかということが1点。

あと、ここの議論、前回少し出ているようなのですが、TFX、東京金融取引所、証拠金取引などをやっているところ。それから、大阪の堂島。この2点については、今、どういう議論の段階にあるのか、教えてください。

大田議長 まず1点目について、ここで議論しているのは商品デリバティブ取引であって、現物取引については言及しておりません。仮に が実現した場合も、TOCOMは現物については取引を続けます。また、 において「貴金属・原油等」と書いてありますが、ここで全部移せということではなくて、「戦略的な移管をすべき」であるということを書いてあります。

記者 もう少し、その戦略的という言葉について。

大田議長 これは関係者間での協議ですが、総合的かつ一元的なデリバティブ取引所ができたほうが当事者にとってもよく、なおかつ国際競争力も持つ商品、という観点から戦略的な移管ということを書いてあります。

それから、TFXや堂島については、議論として出ておりません。

記者 なぜですか。

大田議長 現在の金商法では、JPXにおいて商品デリバティブ取引を上場することができるとなっていますので、それをベースにした議論です。

記者 わかりました。

大田議長 一切、対象にしていけないということではありませんが、議論に出ておりません。

司会 では、そちらの方。

記者 今後の議論の進め方でお尋ねさせていただきたいのですが、今年度末をめどに結論を得ることとしますと、残り時間がないので早期実現したいという思いのあらわれかと思うのですが、一方でお話のありましたTOCOMとJPXの話はあくまで民民の話ですと。

まさに、この2つが今後、どういうふうに関わり合っていくのか。やはり民民の話として、そこは会議としても、そこを経た上で議論していくというのか。その前後関係、順序を改

めて整理させていただきませんか。

大田議長 については、これはすぐにでもできることですので、その具体的な制度設計は、 で今年度末までに結論を得ることとして、金融庁、経済産業省等において、関係者の協議を進めるべきだとしております。これはTOCOM、JPXの再編の交渉が終わらなければできないということではありません。

それから、TOCOMとJPXの協議については、これは関係者に委ねるべきことですので、では、順調に進展しない場合は法改正を検討すると。これについては、期限は設けられません。よろしいでしょうか。

記者 はい。

大田議長 それでは、3番目の議題であります、緊急に取り組むべき案件についての途中経過です。

まず、投資ワーキング・グループ。これは、資料はありません。口頭で説明が原座長からありました。

緊急に取り組むべき案件は2点です。遠隔教育の推進、それから、モバイル環境についてです。

まず、遠隔教育については、世界的にもAIの活用や個別学習などが進んでいるのに、日本は非常におくれている。高校では2015年に遠隔教育が認められたが、現在、35校にとどまっている。そして、義務教育については解禁されていないと。

現に高校では、プログラミングといった私どもが学生時代に学んでいないようなことについては、教師が不足していて、免許を持たない免許外教科担任ということで補っている。

小中についても、2020年度にプログラミングの授業が始まりますので、高校以上の問題が起こるはずで、早急に取り組まねばならない。そして今、文科省と協議をしているが、少なくとも高校で解禁されたものと同じ遠隔教育を義務教育でも認めるべきである。さらには、より一層の緩和を求めて協議していきたいと。

それから、免許外教科担任制度は昭和28年に、「当分の間」、教員不足を補うために認められたものがいまだに続いているわけで、これについては廃止を求めて協議を進めたいということでした。

モバイル環境については、携帯端末と通信のセット販売、あるいは2年縛り、4年縛りといった問題は従来から議論されていて、総務省も公正取引委員会も問題にしてきたが、解決していない。今、この携帯市場の競争をいかに機能させるか、そのためにどうすればいいかを議論しているという話でした。

それから、農業分野について、飯田座長から説明がありました。

取り組んでいるのは3点です。

1番目が農業用ドローンで、これについては先ほど意見書を取りまとめました。

2番目は、トラクターが農道や公道を走るときに、農機具や除雪機などのアタッチメントをつけると、道路運送車両法上適合しない可能性があるため、これが認められるように

議論を進めていると。

それから、農地の中間管理事業が法施行後5年後の見直しに当たっているのです、これについて見直しの議論を進めていると。これはきょうの午前中のワーキング・グループでも議論いたしました。

続いて、保育・雇用ワーキング・グループはお手元に資料がございます。資料3-1をごらんください。

学童保育対策、いわゆる「小1の壁」を打破するための規制改革を議論しており、これまでのワーキング・グループでの議論で出てきた重要な問題は、第1に場所の確保です。第2に担い手が不足しているということです。それから、第3に質の確保という問題があります。

場所の確保については、児童にとっては移動しなくて済む小学校内に放課後児童クラブが設置されることが望ましいわけですが、設置は5割程度にとどまっています。それから、小学校施設を利用した場合に、事故が起こった際の責任の所在が不明確なために児童クラブの設置が進まないという問題があります。そこで、【改革の方向性】として、未活用の余裕教室の有無、あるいは放課後児童クラブの設置状況などを見える化すべきである。それから、小学校施設の管理運営責任の所在を、自治体で取り決めやすく具体策を提供すべきであると。

次に、担い手の不足について、放課後児童支援員という制度がありまして、放課後児童クラブでは、この児童支援員の配置基準が定められています。認定資格研修で資格を得るわけですが、その受講人数枠が限られていて、希望者全てが受講できないといった問題。また、放課後児童支援員は、正規職員ではなくて期間の定めのある雇用形態、あるいは職務の重要性にそぐわない処遇、つまり、処遇が低いという問題があります。そこで【改革の方向性】として、認定資格研修の受講人数枠を拡大すべき。時間と場所に縛られないような受講を可能にすべき。それから、放課後児童支援員が高齢者の職業の一つとして選ばれるような機会をつくるべきであると。

3番目、質の確保について、例えば保育に関しては質で達成すべき基準が定められておりますが、学童保育については定められておりません。放課後児童健全育成事業者に対して自己評価が求められていますが、実施率は50%にとどまっています。

それから、今、政府が進めている「一体型」。つまり、放課後児童クラブという厚労省管轄のものと、放課後子供教室という文科省管轄のものを一体でやりましょう、ということ政府は進めていて、1万カ所以上で実施するとしているわけですが、現在4,500カ所にとどまっています。進まない理由の一つとして、事務手続が非常に煩雑である。つまり、2つの事務手続をしなければいけないということがあります。そこで【改革の方向性】として、事業者が自己評価を行いやすくするよう、評価すべき項目などを提供すべきである。それから「一体化」を実施する事業者や地方自治体の負担軽減策を検討すべきであると。

最後に、行政手続部会の電子政府推進について、これは資料3-2にあります。

まず、中小企業向け補助金、社会保険手続等を簡易なオンライン申請でやるべきであると。中小企業にとって、従業員の入社・退社等のたびに、複数の社会保険窓口を回らなくてはならない。それから、電子証明書をとるには年間手数料が約8,000円かかる。あるいは同じ情報を重複して書かなければいけないといったことがありますので、IDやパスワード方式で簡単にオンライン申請できるように議論を進めている。

2番目、民泊新法に基づく民泊ですが、これがオンラインで完結するよう、仕組みの見直しを促していると。

3番目、保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減。これは以前から取り組んでおりまして、解決策として標準様式化、デジタル化に取り組んできたのですが、導入は進んでいない。東京23区では2区にとどまっています。これを進めるために、大都市の自治体において、なぜ導入が進んでいないか、理由等を分析して、実効的な対策を立案すると。

それから、軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップ。これは調整中と書かれていますが、口頭での説明では、検査や税の納付等の手続が、現在は行政書士のみ認められているが、普通乗用車と同じように、オンライン・ワンストップでの手続きを可能にしていくように議論を進めているということでした。

私からは以上です。

司会 それでは、また質問のある方がいらっしゃいましたら、挙手の上、マイクをいただいたら、所属と名前を名乗って質問いただければと思います。よろしくをお願いします。

よろしいですか。

では、そちらの方。

記者 大変基本的なところなのですが、今回お示しのあった総合取引所の提言とドローンの意見なのですが、この位置づけなのですが、まとめる予定になった、答申という位置づけになるのか、これをもとにまた答申ができるのか、ちょっと位置づけについて教えてください。

大田議長 意見書は、あくまで規制改革推進会議としての意見です。したがって、省庁と折衝をして、合意を得ているものではありません。私どもが何を目指し、どういうことをやるべきだと思っているかを意見としてまとめたものです。

総合取引所については今回、関係省庁から意見をもらいました。私どもがやりたいことは既に意見書として出していますので、これをベースに答申に向けて折衝を行っていきまじ、必要があれば会議で議論をいたします。

ドローンについては、今回、意見書を規制改革推進会議として出しました。これをベースに、農水省や国交省からの意見を受けとめて、交渉をしていく。そして、答申にしていくということです。

記者 ありがとうございます。

あと、特に総合取引所は重点項目等があるかと思うのですが、答申は早ければ年内というお話がありましたが、改めてスケジュール感についても教えてください。

大田議長 まだ答申の時期は、決まっておりません。全部の事項について意見書を出すわけではなく、ワーキングで議論して、そのまま答申に向けて進んでいく場合もあります。意見の違いを明確にしていきたいとか、あるいはやや複雑なことなのでまとめて意見を示しておきたい、という場合に意見書を出しています。

記者 取引所とか携帯の重点項目については、とりあえず年内というめどは変わらないということですか。

大田議長 はい。その方向で進めています。

司会 よろしいでしょうか。

それでは、第39回規制改革推進会議後の大田議長のブリーフィングを終了します。お疲れさまでした。

大田議長 ありがとうございます。